

## 参考様式第5-1号

中農政第112号の10

令和8年1月21日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中津川市長 小栗 仁志

|                   |  |
|-------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 中津川市<br>(21206)  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 坂下地域<br>(町組上・島平・松源地・上鐘・中西・新田・相沢・町組下・西方寺・高部・下中外・上外・矢渕・赤田・大門・時鐘・小野沢・本郷・中部・握・樺の木) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和8年1月21日  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

### 1 地域における農業の将来の在り方

#### (1) 地域農業の現状及び課題

- 現状① 当地域では担い手組織数が不足しており、地域全体の作業受託のカバーが出来ていない。  
現状② 農地利用は、作業受託が中心で、畦畔草刈り等水田管理に関する需要に応えていない。  
現状③ ①②の理由から遊休農地が増大している。  
現状④ 地域全体が獣害による農業被害が多く、特に山際の農地被害に悩まされている。

- 課題① 担い手組織間が連携し、農作業の委託ニーズに応える仕組みが必要である。  
課題② 獣害対策の強化(獣害防止柵設置の推進)

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

#### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田農業は主食用米と飼料用稻の水稻を中心とし、夏秋トマト、ナスにおいては幅広い年代の農業者を育成する。  
・畠地では、地域の特産として下原地区を中心に収益性の高い栗の生産に取り組む。

### 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

#### (1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 243.0 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 242.2 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | - ha     |

#### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・区域内の農用地等面積について、数値に誤りがあり修正すること、及び、それに伴い、現状及び将来の目標とする集積率を修正することを確認した。  
・以下の農地において、農業以外の利用に供するため、協議の場(令和8年1月20日開催)において、地域計画区域外とすることに、農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

- ①坂下字松源寺680-8 1285m<sup>2</sup>のうち、495.88m<sup>2</sup>  
②坂下字上握3557-6 91m<sup>2</sup>

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・担い手組織活動の法人化を進める。
- ・地域内の担い手組織の作業受託及び農地集積の条件を統一する。
- ・担い手組織の地区担当制を定める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・貸付け等の意向が確認された農地を、担い手の経営意向を踏まえ段階的に集約する。
- ・将来的に農地中間管理機構を活用した農地整備を検討していく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

- ・耕作を担う経営体の作業効率を向上するために、基盤整備事業(暗渠排水整備等による耕作条件向上)に取り組む。
- ・農地中間管理機構及び中山間地等直接支払制度、多面的機能支払制度の活用

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・認定農業者や新規就農者の確保に努め、県、JA等の関係機関と連携し、相談から定着まで育成、支援を実施していく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

- ・ドローンによる除草・防除作業の委託

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                     |            |                                     |             |                                     |         |                          |      |                          |      |
|-------------------------------------|------------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|--------------------------|------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策※ | <input type="checkbox"/>            | ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④輸出  | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/>            | ⑥燃料・資源作物等  | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/>            | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨その他 |                          |      |

#### 【選択した上記の取組方針】

- ① 農地所有者、耕作者、担い手組織など地域全体で侵入防護柵設置や捕獲体制の構築など、地域一体となつた鳥獣害対策に取り組む。
- ③ 担い手組織の作業の省力化、経営の効率化に向けてスマート農業機械の導入や活用を推進していく。
- ⑦ 中山間地域等直接支払制度等を活用し、農地や農道等の保全管理に継続して取り組む。